

優先接種者に対する新型インフルエンザワクチンの接種が開始されます

接種にあたり知っていただきたいこと

新型インフルエンザワクチンは、重症化や死亡については一定の効果が期待できます。ただし、感染を防ぐ効果は証明されていません。接種したからといって、必ずしも感染を防げるわけではありません。

ワクチン接種は多くの方々に重症化予防というメリットをもたらしますが、接種後、はれたり、熱が出るなどの症状が出るケースもあり、まれではありますが、重篤な症状を引き起こす可能性もあります。この点をご理解いただいたうえで、個人の判断により接種を受けていただくようお願いいたします。

接種の具体的スケジュール

優先接種対象者	国の計画	埼玉県開始日
医療機関従事者	10月中旬	10月21日から
妊婦(1)・基礎疾患を有する方(最優先2)	11月中旬	11月16日から
幼児(1歳～就学前)・小学校1～3年生	12月中旬	
小学校4年生～中学生のうち基礎疾患を有する方	12月下旬	12月3日から
高校生のうち基礎疾患を有する方	12月初旬	
小学校4～6年生	12月下旬	12月18日から
1歳未満児の保護者及び優先接種対象者の内、身体上の理由で予防接種できない者の保護者等	12月下旬	
中学生、高校生	1月初	2010年 1月6日から
基礎疾患を有する方(その他)	12月初旬	町では県から接種開始日の連絡が入り次第、ホームページ、ポスター等でお知らせします。
高齢者(65歳～)	1月初	

優先接種者とは

現在の段階では、新型インフルエンザワクチンには数に限りがあることから、国により感染すると重篤化する可能性のある方を優先接種対象者として順次接種を行うことになっております。対象者以外の方につきましては、優先接種が終了次第、供給量などを踏まえて対応する予定となっております。



! 国からのワクチン供給量が限られているため、医療機関に申し込んでも、すぐには接種ができない場合がありますのでご了解下さい。また、予約の方法については、各医療機関により異なりますので、実際に接種が可能となるまでには何日かお待ちいただくことがあります。町民の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

杉戸町内で接種が可能な医療機関

医療機関所在地	医療機関名	連絡先(電話番号)
高野台西5-15-17	新井クリニック	0480-33-5557
高野台西2-6-3	井上小児科皮フ科	0480-33-8690
杉戸4-2-2	小島内科医院	0480-32-0336
高野台西1-11-24	後藤クリニック	0480-37-2151
杉戸4-15-8	杉戸耳鼻咽喉科医院	0480-32-2841
高野台東1-4-5	高野台クリニック	0480-35-1110
内田2-8-18	高橋内科医院	0480-35-2317
清地1-2-30	玉井医院	0480-33-2464
内田1-1-20	鳥居整形外科医院	0480-32-4433
杉戸2-3-10	長岡産婦人科医院	0480-33-3325
高野台南2-3-12	山根医院	0480-33-3314

公表医療機関以外にも、自らの医療機関に入院・通院する方だけを接種対象とする医療機関がありますので、まずは、かかりつけの医療機関へご相談ください。

ワクチン接種までの流れ

スケジュールと接種場所の確認	優先接種の対象者に該当する方は、具体的スケジュールと接種のできる受託医療機関を確認ください
提示書類の用意	ご自分がスケジュールに合った対象者であることを示す必要書類(3)を用意し、接種時にご持参ください(裏面参照)
ワクチン接種の予約	医療機関によっては予約が必要になりますのでご確認ください
ワクチン接種の実施	接種後、気になる症状が出たり長引いたりするときは医師に連絡をしてください

優先接種時に必要となる書類

優先接種対象者	必要書類 (3)
妊婦	・母子健康手帳
基礎疾患を有する方	・優先接種対象者証明書(かかりつけ医で発行) かかりつけ医で接種する場合は必要ありません。
1歳から小学校3年生	・母子健康手帳又は各種健康保険被保険者証のいずれか
1歳未満の小児の保護者	・母子健康手帳、各種健康保険被保険者証又は住民票のいずれか
優先接種対象者 ~ の内、身体上の理由で予防接種できない者の保護者等	・優先接種対象者証明書(の場合と同じ) ・各種健康保険被保険者証又は住民票のいずれか
小学校4年生から高校生に相当する年齢の方	・各種健康保険被保険者証、学生証又は住民票のいずれか 16歳未満の場合、保護者の同伴が必要となります。
65歳以上の方々(接種時の年齢)	・各種健康保険被保険者証、運転免許証又は住民票のいずれか

接種費用について

接種費用は実費負担となります。2回接種の場合、全国一律で1回目 = 3600円、2回目 = 2550円(1回目と異なる医療機関で接種する場合は3600円)となります。

なお、杉戸町では町民税非課税世帯及び生活保護世帯の方に対して、費用負担を免除(無料)で実施する予定です。対象となる方と必要な書類は下記のとおりです。

優先接種者のうち無料となる方	必要書類	窓口
町民税非課税世帯の方	<p>新型インフルエンザ予防接種(優先接種者)非課税世帯確認書 (確認申請書の用紙は税務課窓口で配布いたします)</p> <p>接種を受けるご本人又は、家族の方がご記入いただき、窓口へ提出して確認を受けてください。また、申請書は杉戸町のホームページからもダウンロードが可能です。</p> <p>平成21年1月1日時点で杉戸町内に住所があることが必要です。1月2日以降に転入した場合、1月1日時点の住所地の市区町村で非課税証明書等の交付を受けてください。 (杉戸町では無料発行いたします)</p> <p>非課税世帯該当者以外は発行できません。</p>	<p>税務課 (非課税世帯確認の申請には、印鑑が必要となりますのでご持参ください)</p>
生活保護世帯の方	生活保護受給証	福祉課

問合せ 幸手保健所(平日昼間対応) 電話 42-1101

埼玉県新型インフルエンザ相談センター

夜間・休日(土・日曜日、国民の祝日、12月29日~翌年の1月3日)24時間対応

電話 0570-06-9777 (IP電話及びPHSからは048-822-5979)

杉戸町保健センター 電話 34-1188・FAX 34-1176